

鉛製給水管（鉛管）について

水道管に鉛管が使用されているご家庭では、長時間水道を使用されなかった場合、微量の鉛が水道水に溶け出す恐れがあります。そのため、使い始めの水は念のためバケツ1杯程度（約10リットル）を目安に、飲料水や調理以外の用途に使用されることをお勧めします。

■鉛の水質基準について

鉛の水質基準は平成4年に0.1mg/リットル以下から0.05mg/リットル以下に改められました。この値は、毎日水道水を飲用しても日本人の健康に問題がないとして、厚生労働省により水質基準が制定されましたが、平成15年度からWHO（世界保健機構）の「飲料水ガイドライン」にあわせ、0.01mg/リットル以下へと強化されました。

■鉛管の使用状況について

鉛管は錆びにくく柔らかい材質であり、加工しやすい特性から給水材料として広く普及しました。安来市においても、昭和52年頃までは止水栓、水道メーターの前後50cmに使用されていましたが、昭和53年以降は使用されていません。

※昭和53年以降に家の増改築工事を行ったとしても、昭和52年以前の給水管を利用されている場合は鉛管が残っている可能性があります。

※旧広瀬町・旧伯太町・吉田地域では鉛管が使用されていません。

■鉛製水道管解消に向けた取り組み

水道メーター前後50cmの鉛管については、市の負担で平成21年度から27年度にかけて取替をおこないました。また、管理上公道部（国、県、市が関係する道路）の鉛管については、年次的に実施している老朽管更新事業他に合わせ、宅地部分で切り替えが可能な箇所までは市の費用負担で取替えを行います。

配水管分岐から蛇口までの水道管はすべてお客様の所有財産となりますので、新築や増改築等の際には取り替えをご検討ください。